

定例会提出予定案件資料

ページ

- | | | |
|---|------------------------------|-----|
| 1 | 令和8（2026）年度予算概要 | 1 |
| 2 | 函館市火災予防条例の一部を改正する条例の骨子 | 2～5 |

1 令和8（2026）年度予算概要

一般会計

[歳出]

消防費

(単位：千円)

| 事 項 | 予 算 額 | 説 明 | 特 定 財 源 |
|--------|---------|---|---|
| 自動車購入費 | 201,200 | 常備消防費分 183,200 水槽付消防ポンプ自動車 1台 消防指揮車 1台 高規格救急自動車 2台 非常備消防費分 18,000 小型動力ポンプ付積載車 1台 | (国) 消防施設費補助金 44,347 (道) 消防施設費補助金 1,881 (地方債) 消防自動車購入事業債 127,100 (その他) 指定寄付金 17,198 |

2 函館市火災予防条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正の理由

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い簡易サウナ設備の位置，構造および管理の基準を定め，ならびに規定を整備し，ならびに住宅における火災の予防の推進に関する規定を整備するため

(2) 改正の背景・趣旨

ア 簡易サウナ設備を設置する際の基準の制定等について

近年のサウナブームにより，屋外等のテントやバレル（木樽）にサウナストーブを設置する「簡易サウナ」が全国的に増加しています。従来の浴場内サウナとは異なる特性を有するこれらの設備について，防火安全対策を検討する必要性が生じたことから，総務省消防庁は有識者による検討会を開催し，「簡易サウナ」について，特性に応じた合理的な火災予防上の要件の明確化が提言された報告書が取りまとめられました。これを踏まえ，条例の制定に関する基準である「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号）が改正され，簡易サウナ設備の位置，構造および管理に関する基準が新たに定められるとともに，火災予防条例（例）の一部改正（消防庁次長通知）が行われました。

イ 住宅防火対策の一環としての感震ブレーカーの普及推進の位置づけ

近年の大規模地震で電気火災が多発していることを踏まえ，総務省消防庁は「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し，報告書を取りまとめました。報告書では，感震ブレーカーの普及促進，火災予防啓発の強化等が提

言され、これを受け、火災予防条例（例）の一部改正（消防庁次長通知）が行われました。

(3) 改正の内容

ア 簡易サウナ設備を設置する際の基準の制定等について

（第7条の2および第53条）

(ア) 定義の新設

浴場等の建物内（サウナ室）に固定し設置されていたサウナ設備を「一般サウナ設備」とし、新たな定義として「簡易サウナ設備」を新設します。

(イ) 設置維持の基準

周囲の可燃物との必要な距離の考え方や付近に消火器を設置した場合の安全対策の緩和などを含め、必要な設置維持の基準を定めます。

(ウ) 設置届出

一般サウナ設備と同様に簡易サウナ設備の設置には、届出が必要ですが、個人使用の小規模の簡易サウナ設備を設置するときは届出不要とします。

イ 住宅防火対策の一環としての感震ブレーカーの普及推進の位置づけ

（第32条の7）

災害対策基本法に基づく防災基本計画に感震ブレーカーの普及が位置づけられたことを踏まえ、住宅防火対策の一環として、感震ブレーカーの普及推進を規定することとします。

(4) 施行期日

令和8年3月31日

函館市火災予防条例 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>(乾燥設備) 第7条 (略)</p> | <p>(乾燥設備) 第7条 (略)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>(簡易サウナ設備)</u> 第7条の2 <u>簡易サウナ設備</u> (屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室 (サウナ室のうちテントを活用したものをいう。) またはバレル型サウナ室 (サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)) に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、まきまたは電気を熱源とするものをいう。以下同じ。) の位置および構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等および可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動および自動の装置を設けること。ただし、まきを熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>2 <u>前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造および管理の基準については、第3条 (第1項第1号、第10号から第12号まで、第14号および第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項ならびに第4項を除く。) および第5条第1項第1号イの規定を準用する。</u></p> |
| <p><u>(サウナ設備)</u> 第8条 <u>サウナ室に設ける放熱設備</u> (以下「サウナ設備」という。) の位置および構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動および自動の装置を設けること。</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位</p> | <p><u>(一般サウナ設備)</u> 第8条 <u>一般サウナ設備</u> (簡易サウナ設備以外のサウナ設備 (サウナ室に設ける放熱設備をいう。) をいう。以下同じ。) の位置および構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動および自動の装置を設けること。</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u></p> |

置、構造および管理の基準については、第3条（第1項第1号および第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（住宅における火災の予防の推進）

第32条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具および設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

（火を使用する設備等の設置等の届出）

第53条 火を使用する設備またはその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者（位置または構造を変更しようとする者を含む。）は、あらかじめ、その旨を消防長または消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(新設)

(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(7)の2～(15) (略)

の位置、構造および管理の基準については、第3条（第1項第1号および第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（住宅における火災の予防の推進）

第32条の7 (略)

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具および設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

（火を使用する設備等の設置等の届出）

第53条 (略)

(1)～(6) (略)

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

(7) 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(7)の2～(15) (略)